

○総合地球環境学研究所FR、FS及びIS審査実施要領

平成23年 1月25日所長裁定

平成25年10月22日一部改正

平成26年12月25日一部改正

総合地球環境学研究所研究プロジェクト所内審査委員会規則第2条第1号から第3号までに規定する研究プロジェクト所内審査委員会（以下「PRT」という。）におけるインキュベーション研究（IS）及び予備研究（FS）の審査（本研究（FR）候補の採択審査を含む）における審査に関し、次のとおり実施要領を定める。

（審査指針）

第一 FR、FS及びISの採択審査における基本的な考え方は次のとおりとする。

本研究（FR）は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の設立趣旨ならびに理念（基本計画）に沿った共同研究であることが必須である。すなわち研究所の基本認識に基づき、いわゆる地球環境問題に関わる何らかの明確かつ具体的な問題の解決に資する学問的かつ分野横断的な探究であって、かつ一定の研究期間後にはまとまったストーリーとして研究の成果とその意義を社会に提示できるような共同研究計画であることが必要である。そのために、プロジェクト種別ごとに下記の項目を満たすことを求める。これらは地球研プロジェクトの到達目標であり、インキュベーション研究（IS）及び予備研究（FS）の提案にあたっては、これらの項目について十分な検討がなされることを期待する。

1) 全てのプロジェクトに共通の評価項目

FRの採択審査および評価にあたっては、全てのプロジェクトに共通する以下の項目について評価を行う。ISおよびFSの提案にあたっては、これらについて十分な検討がなされることを期待する。

- ① 解決すべき地球環境問題の明確化・・・研究プロジェクトが解決を目指す地球環境問題が独自の視点から明確に定義され、その解決が持続可能な社会の構築と人類の福利の向上に資するものであることが明示されていること。
- ② 課題解決に駆動された学際的な統合・・・前項で明示された地球環境問題の解決に資する学際研究であり、そのために必要な学問分野を有機的に統合するものであること。
- ③ 社会的インパクト・・・研究成果が単に学術コミュニティにおけるインパクトにととまらず、地球環境問題の解決を促す可能性を持つこと。
- ④ 国際的な共同研究の推進・・・当該の地球環境問題の解決にかかわる独創性と高い学術性を有し、国際的な共同研究をリードしうること。
- ⑤ トランスディシプリナリティ・・・当該の地球環境問題の解決にかかわる社会の多様なステークホルダーと協働した研究設計（co-design）、研究の推進（co-production）、研究成果の活用（co-delivery）のプロセスを可能な限り取り入れた研究であること。

## 2) 個別連携F S及び個別連携プロジェクト

個別連携プロジェクトの採択審査および評価においては、以下の項目について特に重視して評価する。また、全てのプロジェクトに共通の評価項目のうち、①、②、③を特に重視する。I SおよびF S提案にあたっては、これらについて十分な検討がなされることを期待する。

<個別連携F S及び個別連携プロジェクトに固有の評価項目>

### ○イノベーション

総合学としての地球環境学にかかわる独創的なアイデアに基づき、地球環境問題の解決に資する学際的統合のための新しい枠組みを提案し、既存の地球環境研究に新たな視点を提供できるものであること。

### ○新しい方法論の提案

認識科学あるいは設計科学において、地球研における地球環境学の構築に新しいアプローチと方法論を開拓するものであること。

### ○ステークホルダーとの協働

地球環境問題の解決に向けてステークホルダーとの新たな協働の可能性を開拓しうるものであること。

## 3) 未来設計F S及び未来設計プロジェクト

未来設計F S及び未来設計プロジェクトの採択審査及び評価においては、以下の項目について特に重視して評価する。また、全てのプロジェクトに共通の評価項目のうち、③、④、⑤を特に重視する。F S提案にあたっては、これらについて十分な検討がなされることを期待する。

<未来設計F S及び未来設計プロジェクトに固有の評価項目>

### ○メタ・プロジェクトとしての統合

地球研のこれまでの研究成果、および世界的な研究動向を新たなフレームから整理統合し、社会のあり方にかかわる具体的な提案をとりまとめることを目指すものであること。

### ○ステークホルダーとの共創による社会実装

多様なステークホルダーと協働したトランスディシプリナリティを強力に推進し、研究成果を地球環境問題の解決に結びつけるための、具体的な社会の仕組みを実装することを目指すものであること。

### ○総合地球環境学の将来像に対する貢献

地球環境問題の解決に資する総合学としての地球環境学を社会の多様なステークホルダーとの共創のもとに推進し、未来可能な社会の在り方を提言する設計科学の探求を進めていくために、地球研が必要とする新たな視点、アプローチ、研究ネットワークを提案できること。

## 4) 機関連携F S及び機関連携研究プロジェクト

機関連携F S及び機関連携研究プロジェクトの採択審査においては、以下の項目につい

て特に重視して評価する。また、全てのプロジェクトに共通の評価項目のうち、①、②、③、④を特に重視する。F S 提案にあたっては、これらについて十分な検討がなされることを期待する。

<機関連携 F S 及び機関連携研究プロジェクトに固有の評価項目>

○連携機関の研究リソースの活用

連携する研究機関（大学・研究機関等）がこれまでに蓄積してきた地球環境学にかかわる独自の研究リソースを十分に活用するものであると同時に、地球研との連携、並びに関連する国内外の研究者コミュニティとの広範な協働を通じて、そのさらなるイノベーションが期待できること。

○地球研の研究資源の活用

地球研のこれまでの研究プロジェクトの成果、および未来設計イニシアティブが探求してきた設計科学としての統合のアプローチを活用し、連携機関だけでは実現が困難な独創的な研究の地平を開拓するものであること。

○地球研における総合地球環境学構築への貢献

地球研が推進する人間と自然系の相互作用のあり方の解明を基軸とする未来設計に資する地球環境学の構築に、機関連携を通じて新たな視点とアプローチをもたらし、新しい成果を生み出す可能性を有すること。

（課題決定手続）

第二 I S、F S 及びF R 移行候補の採択審査は、総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則第3条第1項、第4項及び第8項、第4条第1項及び第4項、第5条第1項及び第4項に基づき公開ヒアリングにより実施し、P R Tの審査を経て連絡調整会議で採択課題を決定するものとする。なお、I Sについては、P R Tにおける書類審査によって、公開ヒアリングを行う研究課題を決定するものとする。

2) 発表・質疑応答は、申請者等が行うものとする。ただし、申請者等に緊急の事態等が生じた場合には、申請者等あるいは申請者等の代理人がその事由を事前に研究所に報告し、かつ公開ヒアリングで研究内容について責任もてる研究者が代行することを申し出て確認できた場合に限って、P R Tの審査を経てこれを許可することがある。

3) 前項の申請者等とは、以下のこととする。

①個別連携 I S の申請については、個別連携 I S 提案者である申請者。

②個別連携 F S への移行及び未来設計 F S 申請並びに個別連携プロジェクトへの移行及び未来設計プロジェクトへの移行については、それぞれの F S 責任者である申請者。

③機関連携 F S の申請及び機関連携プロジェクトへの移行については、申請者である所属機関長が指名した F S 責任者候補及び F S 責任者。

（その他）

第三 採択審査は、P R T委員の評定のみならず、公開ヒアリングにおける所員の意見等を加味して総合的に行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年10月23日から実施する。

附 則

この要領は、第一の1)及び4)については平成25年11月1日、その他は平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年12月25日から実施する。